



# 金沢市公報

## 号外第1号の2

平成19年(2007年)1月12日  
〒920-8577  
金沢市広坂1丁目1番1号  
発行所 金沢市役所  
(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
●規則		定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所) 1
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1	●教育委員会告示
●告示		○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小 学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課) 2
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織 する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	1	●公営企業管理規程
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関す る法律施行条例第6条第1項の規定による指		○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス 供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 2

## 規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月12日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第1号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第三消防団の表安原分団の項中「中屋町」を「中屋町 中屋南」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月13日から施行する。

## 告 示

### ●金沢市告示第10号の2

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成19年1月13日から効力を有するものとします。

平成19年1月12日

金沢市長 山 出 保

表此花地区の項中「、南安江町、堀川角場」を削り、「及び西堀川町」を「、西堀川町、木ノ新保町及び堀川新町」に改め、同表三和地区の項中「及び上安原南」を「、上安原南及び中屋南」に改める。

### ●金沢市告示第10号の3

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、平成19年1月13日から効力を有するものとします。

平成19年1月12日

金沢市長 山 出 保

指定区域中「北安江4丁目」を「北安江4丁目 木ノ新保町」に、「中屋町」を「中屋町 中屋南」に、「堀川町」を「堀川町 堀川新町」に、「南森本町 南安江町」を「南森本町」に改める。

## 教育委員会告示

### ●金沢市教育委員会告示第1号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成19年1月13日から効力を有するものとします。

平成19年1月12日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表三和小学校の項中「東487番地～東601番地、」を削り、「南に限る。）」の次に「中屋南」を加える。

## 公営企業管理規程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年1月12日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

### ●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

（金沢市水道給水条例施行細則の一部改正）

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「中屋町」を「中屋町 中屋南」に改める。

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中屋町」を「中屋町 中屋南」に改める。

附 則

この規程は、平成19年1月13日から施行する。

平成19年(2007年)1月12日 印刷

平成19年(2007年)1月12日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

カネモト印刷(株)